

令和3年度 第2回東京都北区環境審議会 議事要旨

開催日：令和3年8月4日（月）

会 場：第一庁舎 4階 第2委員会室

時 間：10:00～12:00

【出席者】

〈委 員〉

会 長：小川 芳樹 委員

副会長：品川 明 委員

柳井 重人 委員 村上 公哉 委員 益永 茂樹 委員

尾花 秀雄 委員 小山 文大 委員 原 茂樹 委員

檜垣 昌子 委員 高橋 伸忠 委員 名取 ひであき委員

近藤 光則 委員 せいの 恵子 委員 小田切 かずのぶ委員

〈事務局〉

雲出 生活環境部長 佐野 生活環境部環境課長

栗生 王子まちづくり担当課長

環境課環境政策係

【次 第】

1) 開会

2) 議事

(1) 「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について

(2) その他

3) 閉会

【配布資料】

○次第

○「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価手続きについて

○冊子「環境影響評価書案（国立印刷局王子工場整備事業）」

○冊子「環境影響評価書案の概要（国立印刷局王子工場整備事業）」

○冊子「環境影響評価書案-資料編（国立印刷局王子工場整備事業）」

議事（１）「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について

○会長

議事（１）の「国立印刷局王子工場整備事業」に係る環境影響評価書案について、国立印刷局の方から説明をお願いします。

—国立印刷局による説明（スライド）—

○委員

計画地内の土壤汚染調査の範囲について、表 8.4-1 における概況調査（表土の調査）範囲が、図 6.2-2 における解体範囲外にあることについて、説明されたい。

○国立印刷局

土壤汚染の調査については、解体範囲だけではなく、その後の建築範囲を含めた形で行っているので必ずしも一致していない。

○委員

都民はあくまでこの評価書案だけを見て判断をしなければならないので、評価書案にわかるよう明記されたい。

○委員

土壤汚染調査の結果につき、基準値を上回った部分について、その理由や今後の対策を説明されたい。また、掘削した土はどのように処理をするのか。

○国立印刷局

汚染原因については確定できていない。土壤汚染調査についてはすべて終わっているわけではないが、今後調査の完了を持って東京都と協議し、汚染区域の指定、拡散防止計画の策定を行い、計画に基づいて適切に処理をしていく。

○委員

地下水汚染の影響について今一度説明願いたい。

○国立印刷局

一部地下水基準値を上回るヒ素が確認されているが、状況から汚染地下水は計画地内に留まっており、周辺には広がっていないと判断している。

○委員

温室効果ガスの削減について、工事後の工場と現工場を比較して、2.95%の削減とのことだが、もう少し削減できたのではないか。延床面積は減るのでエネルギー原単位は上がっている。2030年、2050年と脱炭素に向かう中、今後さらなる削減に向けた計画を立てるなどの必要があるのではないか。

○国立印刷局

新しい工場はオール電化であり、同じくオール電化である東京工場の数値を参考に数字を出したものである。

○委員

今後は RE100 の電力を採用するなり、排出削減の努力などをされていくべきかと考えるがどうか。

○国立印刷局

工場単体でなく国立印刷局全体として温室効果ガスの削減目標というのは定めている。今後については、東京都の脱炭素に向けた計画の進み具合に合わせて、具体的にどういったことができるかということ国立印刷局全体として検討していく。

○会長

オール電化の工場となるということで、なおさら省電力、再生可能エネルギーの活用といったことが必要になってくるように思うので検討願いたい。

○委員

工場計画として、揮発性有機化合物の排出について、対策等はどうなっているか。

○国立印刷局

従来通り 95% が水性インキ、残り 5% についても水性化ができないかということ現在検証中。今回の計画としては、現状と同じく揮発性有機化合物排出施設の規模要件に該当しないものを選定し、現状の VOC 測定結果からも、今後も特に大量の揮発性有機化合物を排出するということはないと考えている。

○委員

当該工場の長い歴史を鑑みると、土壌調査の範囲はなるべく広くとって行うべきと考えるが、どういったことに基づいて調査範囲を設定しているのか。

○国立印刷局

土壌調査について、今回の工事でまったくいじらない部分を除き、広く範囲をとって行っている。

○委員

地元の方は粉じんやアスベストの飛散なども心配する声が聞かれる。

○会長

大気汚染への影響がないのであれば、そのことを評価書に明記できればよい。

○会長

よろしければ、ここで国立印刷局の方々をご退席いただきます。

— 国立印刷局退出 —

○会長

続いて、区長意見の事務局案について事務局から説明をお願いします。

— 区長意見案 説明 —

○委員

土壤の概況調査の範囲が解体範囲外にあることについての説明をするよう文章を追加されたい。また、「施工」ではなく「施行」という表現に揃えていただきたい。

○事務局

そのように追加、修正する。

○委員

土壤汚染の対策について、先ほどの印刷局の説明もふまえ、この内容でよいのか。

○会長

「汚染土壤を敷地外に拡散させないこと」という表現が、汚染土壤を外に運び出さないようにせよという意味にも取れるので検討されたい。

○事務局

土壤汚染については水質の汚染にも関わってくることだが、敷地内に汚染がとどまっているという現状をふまえ、適切な対策工事を行ってほしいという趣旨なので、表現を再度検討し修正する。

○委員

工事により電波障害が発生する可能性をふまえ、対策について言及しておく必要はないか。

○事務局

評価書案にはテレビ電波の受信障害などが発生した場合は調査・対策を実施すると示されているので、特段区長意見としては言及していない。

○委員

温室効果ガス削減についてはゼロカーボンシティ宣言に伴い重要視されるべき項目なので、再エネルギー利用のみならず、省エネのさらなる追求などエネルギー消費原単位の改善を求めていく必要がある。

○事務局

そのように表現を再検討し修正する。

○委員

現状、工場周辺についてにおいに関する区民からの相談や苦情というものはあるのか。

○事務局

これまではそういった相談や苦情は特段聞いていない。ただ、工事後の施設稼働時における臭気発生の可能性が0ではないということで、区長意見には要望として言及している。なお、石神井川の臭気という問題はまた別に存在している。

○会長

いただいた意見については、会長代理一任とさせていただき、事務局と修正し審議会案とさせていただくということによろしいか。

— 了 承 —

議事（2）その他

○会長

議事（2）その他について、事務局から何かあるか。

○事務局

昨年度末に判決のあった「令和2年（行コ）第31号公害防止事業費負担決定取消請求控訴事件」につき説明する。

—経過説明・判決内容・専門部会設置の提案—

○会長

事務局の説明を踏まえ、本件判決につき専門部会を設置し、判決内容を検討いたしたい。

なお、本件専門部会は非公開にて開催することとするがよろしいか。

了承（全会一致）

○会長

他にご意見やご質問はないようなので、これにて令和3年度第2回東京都北区環境審議会の議事を終了とする。